

議案第 75 号

日進市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について

日進市職員の配偶者同行休業に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年11月29日提出

日進市長 萩野幸三

1 提案理由

この案を提出するのは、地方公務員法第26条の6の規定に基づき、職員が外国で勤務等をする配偶者と外国において生活を共にするための休業制度を設け、有為な職員の継続的な勤務を促進するため、日進市職員の配偶者同行休業に関する条例を制定する必要があるからであります。

2 制定内容

- (1) 配偶者同行休業の期間、申請その他必要な事項を定める。
- (2) 関連する条例の整備を行う。

日進市職員の配偶者同行休業に関する条例

平成 年 月 日
条 例 第 号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の6第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）から第3項まで及び第6項から第8項まで並びに同条第11項において準用する法第26条の5第6項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業（法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認)

第2条 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるとときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が、配偶者同行休業をすることを承認することができる。

(配偶者同行休業の期間)

第3条 法第26条の6第1項の条例で定める期間は、3年以内の期間とする。

(配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由)

第4条 法第26条の6第1項の条例で定める事由は、次に掲げる事由（6月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。第8条第1号において「配偶者外国滞在事由」という。）とする。

(1) 外国での勤務

(2) 事業を経営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの

(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であって外国に所在するものにおける修学（前2号に該当するものを除く。）

(4) 前3号に掲げるもののほか、これらに準ずる事由として市長が定めるもの

(配偶者同行休業の承認の申請)

第5条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該期間中外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

2 任命権者は、配偶者同行休業の承認の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(配偶者同行休業の期間の延長)

第6条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が第3条に定める期間を超えない範囲

内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

2 第2条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

(配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第7条 法第26条の6第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の第4条第1号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の請求時には確定していなかったことその他市長がこれに準ずると認める事情とする。

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

第8条 法第26条の6第6項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。
- (2) 配偶者同行休業をしている職員が日進市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年日進市条例第1号）第14条に規定する特別休暇（女性職員の出産を事由とするものに限る。）を取得することとなったこと。
- (3) 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業を承認することとなったこと。

(届出)

第9条 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 配偶者が死亡した場合
- (2) 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合
- (3) 配偶者と生活を共にしなくなった場合
- (4) 前条第1号又は第2号に掲げる事由に該当することとなった場合

2 第5条第2項の規定は、前項の届出について準用する。

(配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時の任用)

第10条 任命権者は、第2条又は第6条第1項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る期間（以下この項及び次項において「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第2号に掲げる任用は、申請期間について1年を超えて行うことができない。

- (1) 申請期間を任用の期間（以下この条において「任期」という。）の限度として行う任期を定めた採用
- (2) 申請期間を任期の限度として行う臨時の任用

2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に

満たない場合にあっては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

3 任命権者は、第1項の規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(職務復帰後における号給の調整)

第11条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、市長が規則で定めるところにより、その者の号給を調整することができる。

2 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合における号給の調整について、前項の規定による場合には、他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、市長の定めるところにより、その者の号給を調整することができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年1月1日から施行する。

(日進市職員定数条例の一部改正)

2 日進市職員定数条例（昭和39年日進町条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(定数外) 第4条 休職、育児休業又は配偶者同行 休業中の職員及び他の地方公共団体又 は公益的法人等に派遣されている職員 は、第2条に規定する定数の外とする。	(定数外) 第4条 休職又は育児休業中の職員及び 他の地方公共団体又は公益的法人等に 派遣されている職員は、第2条に規定 する定数の外とする。

(日進市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

3 日進市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年日進市条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(年次有給休暇) 第12条 年次有給休暇は、一の年度ごと	(年次有給休暇) 第12条 年次有給休暇は、一の年度ごと

<p>における休暇とし、その日数は、一の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>地方公務員法第26条の6第7項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項に基づき任期を定めて採用された職員であって、任期が1年未満の職員</u> 前号の例により市長の定める日数</p> <p>(4) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>における休暇とし、その日数は、一の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条に基づき任期を定めて採用された職員であって、任期が1年未満の職員</u> 前号の例により市長の定める日数</p> <p>(4) 略</p> <p>2・3 略</p>
---	--

(日進市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

4 日進市職員の育児休業等に関する条例（平成4年日進町条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>地方公務員法第26条の6第7項又は育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>地方公務員法第26条の6第7項又は育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</u></p> <p>(2) 略</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</u></p> <p>(2) 略</p>